配当課税の概要

区 分		概 要
公募株式投資信託の収益の分配等		・総合課税 上場株式等の配当等 × 10~55%(所得税5~45%、住民税10%)
剰余金の配当、 利益の配当、 剰余金の分配 等	上場株式等の配当 (大口以外)等 (注)	(配当控除適用可) ・申告分離課税
	上記以外	総合課税(配当控除) (所5~45%、住10%) (20 % の 源 泉 徴 収) (所20%)
	1回の支払配当の金額が、 配当計算期間 10万円× 12 以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収) (所20%)

- (注1)上場株式等の配当等のうち、大口株主(株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者)が支払を受ける配当等は、20%源泉徴収(所得税)の上、原則として総合課税の対象。また、令和5年10月1日以後に上場株式等の配当等の支払を受ける者で、その者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人と合算して発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上であるものについても同様となる。
- (注2) この他、平成25年(2013年) 1月から令和19年(2037年)12月までの時限措置として、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。